

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

告 示

- 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その二) (総合企画部総務課) 一八三
- 航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域の指定の一部改正 (環境保全課) 一八四
- 特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告 (高齢者保健福祉課) 一八四
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一八五
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一八五
- 平成十四年度北海道立農業大学校養成課程の学生募集 (農業改良課) 一八五
- 平成十四年度北海道立農業大学校研修部門の学生募集 (農業改良課) 一八六
- 平成十四年度北海道立農業大学校研究課程の学生募集 (農業改良課) 一八八
- 肥料の登録事項の変更の届出 (流通対策課) 一九〇
- 平成十三年度家畜講習会の開催 (酪農畜産課) 一九一
- 特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認 (水産経営課) 一九一
- 漁船保険付保義務の発生のための同意の確認 (水産経営課) 一九一
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一九二
- 公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 一九二
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始 (道路計画課) 一九二
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 一九二
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 一九三
- 沿岸水域における工事の施工の認可 (砂防災害課) 一九三
- 建築基準法による指定確認検査機関の指定 (建築指導課) 一九三
- 公募型プロポーザルの実施 (環境保全課) 一九三
- 特定調達契約に係る落札者等の公示(二件) 一九四
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 一九五
- 特定調達契約に係る入札の公告(二件) 一九五

道教育庁網走教育局告示

道札幌土木現業所告示

平成十三年六月二十六日

火曜日

一八三

○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 二〇〇

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 二〇一

道人事委員会規則

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 二〇三

日高海区漁業調整委員会指示

○元浦川河口付近における「さけ・ます」採捕の制限 二〇三

公布された規則のあらまし

◇管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則七一〇〇

九)

一 趣旨

北海道警察の組織に関する規則の改正にかんがみ、管理職手当の支給範囲等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

新たに設置された厚別優良運転者免許更新センター所長について、管理職手当の支給対象とするとともにその支給区分を定めることとした(別表関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十三年七月一日から施行することとした。

告 示

北海道告示第1122号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

(総務企画部所管分 その2)							
補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
移動通信用鉄塔施設整備事業 業 電気通信事業者による自動車電話・携帯電話等の移動通信サービスの見込めない地域の解消を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 施設・設備費 (2) 用地取得・道路費	10分の7以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合企画部情報政策課	書類は、支庁長を経由すること。

北海道告示第1123号

平成7年北海道告示第1008号（航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域の指定）の一部を次のように改正し、平成13年7月1日から施行する。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

女満別空港の周辺地域についての別図を次の図のように改める。

表Ⅰの項中「並びにこれらの地域に準じて生活環境を保全する必要がある地域」を削り、同表備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

（「次の図」は省略し、北海道環境生活部環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1124号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1)ア 調達をする物品等の名称

木製花瓶1個当たりの単価

イ 数量

12,036個

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約 期 間 契約の日から平成13年9月3日

(4) 納 入 場 所 道内212市町村

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部6階1号

会議室（郵送による場合は、郵便番号 060—8588 北海道札幌市

中央区北3条西6丁目北海道保健福祉部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成13年8月9日（木）午前10時

（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部総務課
電話番号 011-231-4111 内線 25-123
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で作付する。

7 落札者の決定方法
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部総務課

電話番号 011-231-4111 内線 25-123

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による。

(5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Wooden Vases : 12,036 units
(2) Bid tendering date and time : 10 : 00 a. m., August 9, 2001
(3) Contact point for notice : Administrative Division, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido

060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 25-123

北海道告示第1125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年6月15日、石狩富田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1126号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年6月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
社 万 部	一般農道整備（過疎基幹）	北海道日高支庁
幾 千 世	農免農道整備	同
愛 冠	農地保全整備（排除工事（農地保全））	北海道十勝支庁

北海道告示第1127号

平成14年度北海道立農業大学校養成課程の学生を次のとおり募集する。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 募 集 学 科 畜産経営学科及び畑作園芸経営学科
2 修 業 年 限 2年
3 募 集 人 員 60人（うち推薦入校による募集人員は、全体のおおむね7割とする。）

4 教 育 目 標

次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者の養成を目的として、次の目標の下に実践的な教育を行う。

(1) 農業の国際化、技術の高度化等に対応した近代的な農業経営を行うのに必要な高度の知識、技術及び能力の修得

(2) 農業・農村地域のリーダーにふさわしい指導力の養成

5 応 募 資 格

(1) 推 薦 入 校

次のすべての要件に該当する者で出身高等学校長が推薦する者とする。

ア 高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校をいう。以下同じ。）を平成14年3月に卒業見込みの者 イ 高等学校における学習成績概評がB段階以上の者 ウ 心身ともに健康な北海道内の農家（農業法人構成員を含む。）子弟・子女で、北海道立農業大学校養成課程を卒業後、北海道内で就農することが確実な者 (2) 一般入校 ア 高等学校を卒業した者若しくは平成14年3月に卒業見込みの者又はこれらと同等以上の学力を有すると知事が認めた者 イ 心身ともに健康で、北海道立農業大学校養成課程を卒業後、北海道内で就農する意志を有する者 6 出願手続 志望者は、次により入校願書等を北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）に提出すること。 (1) 推薦入校 ア 受付期間 平成13年9月10日（月）から18日（火）まで（消印有効） イ 提出書類 (ア) 入校願書（北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号。以下「規則」という。）別記第1号様式によること。） 1部 (イ) 身上調査（規則別記第2号様式によること。） 1部 (ウ) 受験票（指定の用紙によること。） 1部 (エ) 卒業見込み証明書 1部 (オ) 高等学校調査書 1部 (カ) 写真（出願前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦3.5センチメートル×横3センチメートル）） 2葉 (キ) 健康診断書（出願前1か月以内に医師が発行したもので指定の用紙によること。） 1部 (ク) 高等学校長の推薦書（指定の用紙によること。） 1部 (ケ) 返信用封筒（あて先を明記し、110円切手をはり付けた定形（縦22センチメートル以上23.5センチメートル未満、横11センチメートル以上12センチメートル未満のもの）） 1通 (2) 一般入校 ア 受付期間 平成13年9月21日（金）から28日（金）まで（消印有効） イ 提出書類 (ア) 前述1)の推薦入校の提出書類の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ケ) (イ) 卒業証明書又は卒業見込み証明書	(ウ) 高等学校調査書又は最終学校成績証明書 ウ その他 推薦入校の出願手続をした者は、出願時に申し出ることにより、一般入校の出願手続をした者として、一般入校試験を受験することができる。 7 受験票の交付 入校願書等を受理したときは、受験票を試験日の前々日までに志願者に送付する。なお、6の(2)のウに該当する場合には、再度、受験票を志願者に送付する。 8 選考 校長は、次により入校予定者の選考を行い、その結果を発表するとともに、志願者に通知する。 (1) 推薦入校 ア 試験日 平成13年10月4日（木） イ 試験地 北海道中川郡本別町（北海道立農業大学校）及び北海道札幌市 ウ 試験科目 作文及び面接 エ 合格発表 平成13年10月18日（木） (2) 一般入校 ア 試験日 平成13年11月1日（木） イ 試験地 北海道中川郡本別町（北海道立農業大学校）及び北海道札幌市 ウ 試験科目 作文及び面接 (ア) 必須科目 作文及び面接 (イ) 選択科目 数学Ⅰ又は農業基礎のうちいずれか1科目 エ 合格発表 平成13年11月15日（木） 9 その他 (1) 選考料及び授業料は、徴収しない。 (2) 学生はすべて寮に寄宿するものとし、食費等は年額35万円程度とする。 (3) 資格免許等の取得に要する経費、教材費、学生会費等は、個人負担とする。 (4) 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562－4－2121 番（内線205又は206）郵便番号 089－3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1）、最寄りの支庁農業振興部農務課又は農業改良普及センターに行うこと。 (5) 入校願書等の用紙の請求は、北海道立農業大学校に行うこと。 なお、郵便で請求する場合は、あて先を明記して、270円分の切手をはり付けた縦33センチメートル、横24センチメートルのA4判用紙が入る封筒を同封すること。
---	--

北海道告示第1128号

平成14年度北海道立農業大学校研修部門の研修生を次のとおり募集する。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 募集学科 稲作経営専攻コース
- 2 修業年限 2年
- 3 募集人員 10人（うち推薦入校による募集人員は、全体のおおむね7割とする。）

4 研修目標

次代の農業及び農村を担う優れた稲作農業後継者の養成を目的として、次の目標の下に実践的な研修を行う。

- (1) 農業の国際化、技術の高度化等に対応した近代的な農業経営を行うのに必要な高度の知識、技術及び能力の修得
 - (2) 農業・農村地域のリーダーにふさわしい指導力の養成
- 5 研修内容
- (1) 北海道立農業大学校における研修

区 分	科	目
専門科目	農業簿記 経営分析論 経営計画論 稲作技術論 稲作技術論演習 体験学習	体

(2) 拓殖大学北海道短期大学における研修

区 分	科	目
基礎科目	哲学 経済学 基礎化学 基礎生物学 電子計算機入門 社会福祉概論 環境科学概論 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 生涯スポーツ基礎演習	
専門科目	土壌環境学 植物生産学 基礎農学実験 農場実習（学内） 農業経営学 種田生産学 農産物市場論 作物実験 委託実習（農家） 農業環境論 農業簿記学 1年ゼミナール 2年ゼミナール 植物組織培養論 植物組織培養実験 作物保護学 農業機械学 フラワーアレンジメント実習 蔬菜園芸学概論 蔬菜園芸各論 蔬菜園芸実習 花卉園芸概論 花卉園芸各論 花卉園芸実習 グリーンツーリズム概論 作物栄養診断実験 機械化研修 農産加工研修 水稻栽培学概論 水稻栽培技術論 畑作物栽培学概論 畑作物栽培各論 農業情報処理演習 農村環境整備施設園芸学 畜産環境論 農政学 食料経済学 総合講座（農業経営・経済） 総合講座（農業技術）	

6 応募資格

(1) 推薦入校

次のすべての要件に該当する者で出身高等学校長が推薦する者とする。

ア 高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校をいう。以下同じ。）を平成14年3月に卒業見込みの者

イ 高等学校における学習成績概評がB段階以上の者

ウ 心身ともに健康な北海道内の農家（農家法人構成員を含む。）子弟・子女で、稲作経営専攻コースを修了後、北海道内で稲作農業に就農することが確実な者

(2) 一般入校

ア 高等学校を卒業した者若しくは平成14年3月に卒業見込みの者又はこれらと同等以上の学力を有すると知事が認めた者とする。

イ 心身ともに健康で、稲作経営専攻コースを修了後、北海道内で稲作農業に就農する意志を有する者

7 出願手続

志願者は、次により入校願書等を北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）に提出すること。

(1) 推薦入校

ア 受付期間 平成13年9月10日（月）から18日（火）まで（消印有効）

イ 提出書類

（ア）入校願書（別記第1号様式によること。） 1部

（イ）身上調査（別記第2号様式によること。） 1部

（ウ）受験票（指定の用紙によること。） 1部

（エ）卒業見込み証明書 1部

（オ）高等学校調査書 1部

（カ）写真（出願前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦3.5センチメートル×横3センチメートル） 2葉

（キ）健康診断書（出願前1か月以内に医師が発行したもので指定の用紙によること。） 1部

（ク）高等学校長の推薦書（指定の用紙によること。） 1部

（ケ）返信用封筒（あて先を明記し、110円切手をはり付けた定形（縦22センチメートル以上23.5センチメートル未満、横11センチメートル以上12センチメートル未満）のもの） 1通

(2) 一般入校

ア 受付期間 平成13年9月21日（金）から28日（金）まで（消印有効）

イ 提出書類

北海道立農業大学校研究課程の学生を次のとおり募集する。	(ア) 推薦入校の提出書類の(ア)、(イ)、(ウ)、(カ)、(キ)及び(ケ)
	(イ) 卒業見込み証明書又は卒業証明書
	(ウ) 高等学校調査書又は最終学校成績証明書
	ウ その他
	推薦入校の出願手続をした者は、出願時に申し出ることにより、一般入校の出願手続をした者として一般入校試験を受験することができる。
	8 受験票の交付
	入校願書等を受理したときは、受験票を試験日の前々日まで志願者に送付する。
	なお、7の(2)のウの場合には、再度、受験票を志願者に送付する。
	9 選考
	校長は、次により入校予定者の選考を行い、その結果を発表するとともに、志願者に通知する。

(1) 推薦入校	平成13年10月4日 (木)
ア 試験日	北海道中川郡本別町 (北海道立農業大学校) 及び北海道札幌市
イ 試験地	作文及び面接
ウ 試験科目	平成13年10月18日 (木)
エ 合格発表	
(2) 一般入校	平成13年11月1日 (木)
ア 試験日	北海道中川郡本別町 (北海道立農業大学校) 及び北海道札幌市
イ 試験地	
ウ 試験科目	作文及び面接
(ア) 必須科目	数学Ⅰ又は農業基礎のうちいずれか1科目
エ 合格発表	平成13年11月15日 (木)
10 その他	
(1) 選考料及び授業料は、徴収しない。	
(2) 問い合わせは、北海道立農業大学校 (電話番号 01562-4-2121 (内線 242) 郵便番号 089-3675 北海道中川郡本別町西仙里25番地1)、最寄りの支庁農業振興部農務課又は地域農業改良普及センターに行うこと。	
(3) 入校願書等の用紙の請求は、北海道立農業大学校に行うこと。	
なお、郵便で請求する場合は、あて先を明記して、270円分の切手をはり付けた縦33センチメートル、横24センチメートルのA4判用紙が入る封筒を同封すること。	

北海道告示第1129号

平成14年度北海道立農業大学校研究課程の学生を次のとおり募集する。

平成13年6月26日	北海道知事 堀 達 也
1 募集学科	農業経営研究科
2 修業年限	2年
3 募集人員	10人
4 教育目標	本校養成課程卒業者を対象に、本校養成課程等で習得した技術等をさらに一歩進め、より高度な経営管理能力や技術を身につけ、地域のリーダーとして、これからの農業、農村をけん引する人材の育成を行う。
(1) プロジェクト学習、実践実習等を通じて経営環境の変化に対応し得る経営管理能力の修得	
(2) 自主的な課題解決による自家経営の改善	
(3) 地域リーダーとしての資質の向上	
5 応募資格	次のいずれかに該当する者で心身ともに健康で、研究課程卒業後、北海道内で就農する意志を有する者とする。
(1) 農業者研修教育施設 (農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) 第14条第1項第5号に規定する施設で、高等学校を卒業した者を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。) を卒業した者又は平成14年3月に卒業見込みの者	
(2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に定める短期大学又は大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成14年3月に卒業見込みの者	
(3) 財団法人農民教育協会鯉渕学園、社団法人日本国民高等学校協会日本農業実践学園本科、学校法人八紘学園北海道農業専門学校専攻科又は帯広畜産大学別科 (草地畜産専修) を卒業した者又は平成14年3月に卒業見込みの者	
(4) 上記に掲げる者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者	
6 出願手続	志願者は、次により入校願書等を北海道立農業大学校校長 (以下「校長」という。) に提出すること。
(1) 受付期間	平成13年11月26日 (月) から12月3日 (月) まで (消印有効)
(2) 提出書類	
ア 入校願書 (別記第1号様式の2によること。)	1部
イ 身上調査書 (規則別記第2号様式によること。)	1部
ウ 卒業見込証明書又は卒業証明書	1部
エ 最終学校成績証明書	1部

オ 写真（出願前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦3.5センチメートル×横3センチメートル）

2葉

カ 健康診断書（出願前1か月以内に医師が発行したもので指定の用紙によること。）

1部

キ 受験票（指定の用紙によること。）

1部

ク 研修計画書（指定の様式により、研究課程で学びたい内容や卒業後の営農内容等を原稿用紙4枚（800字）以内で作成する。ワープロの使用も認める。）

1部

ケ 返信用封筒（あて先を明記し、110円切手をはり付けた定形のもの）

1部

(3) その他

本校養成課程卒業見込みの者は、(2)のイからエまで及びカの書類の提出を免除する。

7 受験票の交付

入校願書等を受理したときは、受験票を試験日の前々日までには志願者に送付する。

8 選考

校長は、次により入校予定者の選考を行い、その結果を発表するとともに、志願者に通知する。

(1) 試験日 平成13年12月10日（月）

(2) 試験地 北海道中川郡本別町（北海道立農業大学校）

(3) 試験科目 小論文及び面接

(4) 合格発表 平成13年12月19日（水）

9 その他

(1) 選考料及び授業料は、徴収しない。

(2) 学生は寮に寄宿することができる（食費等は年額35万円程度とする。）。

(3) 資格免許等の取得に要する経費、教材費、学生会費等は、個人負担とする。

(4) 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562－4－2121 番（内線205又は206番）郵便番号 089－3675 北海道中川郡本別町西仙美里23番地1）又は最寄りの支庁農業振興部農務課又は農業改良普及センターに行うこと。

(5) 入校願書等の用紙の請求は、北海道立農業大学校に行うこと。

なお、郵便で請求する場合は、あて先を明記して、270円分の切手をはり付けた縦33センチメートル、横24センチメートルのA4判用紙が入る封筒を同封すること。

別記第1号様式

入 校 願 書

年 月 日

北海道立農業大学校長 様

志願者 住 所
氏 名

保護者 住 所
氏 名

生 年 月 日
本人との関係
職 業

北海道立農業大学校研修部門稲作経営専攻コースに入校したいので、関係書類を添えて申し込みます。

希望受験地

別記第2号様式

身 上 調 書

写 真 (のりづけ)	ふりがな氏 名	男 女	生年月日	昭和 年 月 日生
	本 籍 地	都・道 府・県	電話番号	市外局番 局 番

現 住 所	(郵便番号)			
	職 業	健康状況	氏 名	続柄

家 族 の 状 況	氏 名	続柄	年 齢	職 業	健康状況
年 月～ 年 月		履 歴			
		事 項			
履 歴					

項										
経営土地面積	耕			地			山林その他	合計		
	水田	普通畑	野菜畑	飼料畑	果樹	その他				
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
家畜頭数	乳牛		牛		肉用牛		馬			
	成牛	うち経産牛	育成牛	専用種	乳用種	農耕馬	軽種馬			
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭			
資格免許										

趣 味	特 技
農業大学校志願の理由	

北海道告示第1130号

次の生産業者から、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定による届出があった。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

登 録 番 号	生 産 業 者 の 名 称	変 更 の 内 容			変 更 年 月 日
		変 更 事 項	変 更 後	前 昭	
北海道第788号	訓子府石灰工業株式会社	代表者の氏名	同	同	平成13. 5. 19
北海道第2113号	同	同	同	同	同
北海道第2217号	同	同	同	同	同
北海道第2359号	同	同	同	同	同
北海道第2453号	同	同	同	同	同
北海道第2483号	同	同	同	同	同
北海道第2484号	同	同	同	同	同
北海道第2492号	同	同	同	同	同
北海道第2608号	同	同	同	同	同
北海道第2618号	同	同	同	同	同
北海道第2637号	同	同	同	同	同
北海道第2660号	同	同	同	同	同
北海道第2700号	同	同	同	同	同
北海道第2792号	同	同	同	同	同
北海道第2796号	同	同	同	同	同
北海道第2811号	同	同	同	同	同
北海道第2819号	同	同	同	同	同

北海道告示第1131号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による平成13年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

1 講習会開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成13年9月20日（木）及び21日（金）の午前9時から午後5時まで

(2) 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 地下1階 大会議室

2 講習対象者 家畜の取引の業務に従事しようとする者

3 講習事項及び講習時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号。以下「省令」という。）第6条の特別な資格を有する者については、本人の希望により、獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の獣医師の免許を受けている者において(2)及び(3)の事項に係る講習が、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の家畜人工授精師の免許を受けている者においては(2)の事項並びに(3)の事項のうち家畜の悪癖及び機能障害に係る講習が免除される。

4 受講手続

受講希望者は、別記様式の受講願書正副2通（正本には、家畜商講習手数料として、3,850円に相当する額の北海道収入証紙を所定の欄にはり付け、印章又は署名によって消印すること。）を平成13年8月10日（金）までに所管の支庁長に提出すること。

5 その他

- (1) 受講者には受講願書の受理後受講書を交付するので、受講当日、当該受講書を必ず持参すること。
- (2) この講習会について不明な点があるときは、各支庁農業振興部農務課生産振興係（畜産係）に照会すること。

別記様式

受講願書

北海道収入証紙
はり付け欄

北海道知事 様

本 籍 所 住 住 所
(ふりがな)
氏 名
生年月日 年 月 日

家畜商講習会を受講したいので、次のとおり出願します。

記

1 家畜商法施行規則第6条の特別な資格を有する者は、その資格の名称（該当する資格に○を付けること。）

獣 医 師 家畜人工授精師

2 職 業

写 真 は り
付 け 欄

注 1 受講願書正副2通の所定の欄に、出願者の写真（出願前6か月以内に無帽で正面上半身を撮影した縦3センチメートル、横2.5センチメートルのものとし、白黒、カラーいずれでも良い。）をはり付けること。

2 家畜商法施行規則第6条の特別な資格を有する者は、その免許証（獣医師免許、家畜人工授精師免許）の写しを添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

北海道告示第1132号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第3号漁業者の共済契約の申込みについて、同法第108条の2第3項の規定による同意があったものと認める。

平成13年6月26日

区 域 区 分
福 島 中型ほっけまき網漁業及び秋さけ定置漁業
落 部 小 型 す け と う だ ら 漁 業

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1133号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、戸井町加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1134号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 空知郡南幌町字中樹林1607（次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字士幌168の4・168の144（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1135号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

2 作業時間 平成13年6月18日から8月20日まで

3 作業地域 熊石町

北海道告示第1136号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

1 路 線 名 穂別町道稲里富内線

2 工 事 区 間 勇払郡穂別町字稲里42番1地先から
勇払郡穂別町字富内102番地先まで

3 工 事 の 種 類 改築

4 工 事 開 始 の 日 平成13年6月29日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月26日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区 区

間 変更前
後の別

幌別停車場線

登別市中央町2丁目8番13地先から
登別市中央町2丁目8番14地先まで

前

登別市中央町2丁目20番28地先から
登別市中央町2丁目8番10地先まで

後

北海道室蘭土木現業所

20.00mから
20.00mまで

22.00m

—

後

68.00mから
135.70mまで

46.00m

—

洞爺湖 登別 線	有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国有林後志森林管理署室蘭事務所415 林班ら小班地先から有珠郡壮瞥町字滝之町275番2地先まで 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国有林後志森林管理署室蘭事務所415 林班ら小班地先から有珠郡壮瞥町字滝之町275番2地先まで	前	14.50mから 37.00mまで 14.50mから 43.19mまで	825.00m 825.00m	一般国道453号における 26.50mの間 一般国道453号における 26.50mの間	北海道室蘭土木現業所
----------	--	---	--	--------------------	--	------------

北海道告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月26日	北海道知事 堀 達 也
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
道道 洞爺湖登別線	登別市中登別町265番地先（河川敷地）から 登別市中登別町138番6地先まで
	平成13. 6.26

北海道告示第1139号

北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和24年北海道条例第74号）第4条の規定により、次のとおり沿岸水域における工事の施工を許可した。

平成13年6月26日	北海道知事 堀 達 也
1	工事の施工場所及び面積 野付郡別海町床丹5番69号地先海域 1,083㎡
2	工事の目的 ホッキガイの増殖に伴う離岸堤の設置
3	許可年月日 平成13年6月8日
4	許可を受けた者 北海道根室支庁
5	許可の期間 平成13年6月8日から平成14年3月31日まで

北海道告示第1140号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

平成13年6月26日	北海道知事 堀 達 也
1	名称、代表者の氏名及び住所 財団法人 北海道建築指導センター 理事長 持田 潤 札幌市中央区北4条西5丁目1番地
2	指定の区分 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号のうち第1号から第8号までに掲げる建築物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条に規定された指定住宅性能評価機関へ住宅性能評価を申請した又は申請する住宅
3	業務区域 札幌市全域
4	確認検査の業務を行う事務所の所在地 札幌市中央区北4条西5丁目1番地
5	指定年月日 平成13年6月18日
6	確認検査の業務の開始年月日 平成13年7月2日

公 告

次のとおりゾロボーザルの提出を要請する。
平成13年6月26日

- 1 業務概要
- (1) 業務名
自動車騒音評価システム整備委託業務
- (2) 業務内容

北海道知事 堀 達 也

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条第1項の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視するため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成12年5月15日付け環大二第51号、環大企第101号 環境庁大気保全局長通知）に沿った、G I S（地図情報システム）を用いた自動車騒音評価システムを整備する。

(3) システム整備の履行期限

平成14年3月29日（金）

2 参加資格及び特定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 道内法人若しくは道内に営業拠点を有する法人であること

イ 資本金が1,000万円以上であること

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止を受けていない者

(2) プロポーザルの特定基準

ア 事業者の業務遂行能力等

イ 地図情報管理機能

ウ 評価機能・評価精度

エ システム導入後のデータ管理

オ 新規雇用者数及びその雇用条件

カ 機器構成

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境室環境保全課

電話番号 011-231-4111 内線 24-267

フクシミニ 011-232-1301

メールアドレス kanho.taikikan1@pref.hokkaido.jp

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所

交付期間 平成13年6月26日（火）から7月3日（火）まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時15分まで。）

交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 平成13年7月4日（水）午後5時15分（必着）

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 平成13年7月17日（火）午後5時15分（必着）

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る。）

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(3) プロポーザルに関する説明

提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。

(4) その他留意事項

詳細は、プロポーザル説明書による。

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年6月26日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道上川合同庁舎清掃業務（2階・3階） 一式

2 落札を決定した日

平成13年4月23日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 環境衛生工業株式会社

(2) 住 所 旭川市8条通9丁目左6号

4 落札金額

11,990,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道上川支庁告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川支庁総務部総務課総務係

道札橋土木現業所告示

北海道札橋土木現業所告示第6号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年6月26日

北海道札橋土木現業所長 西 股 忠 克

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

工 事 名 道道岩見沢石狩線岩見沢大橋架換（上部工場製作工・架設

工）工事Ⅰ工区

工 事 概 要 橋 長 L=825m

工事延長 L=410.4m

幅 員 W=6.5+3.5m

上部構造 7径間連続鋼斜張橋

工場製作工（箱桁） 2,617 t（B 9～B39）

上部架設工（箱桁） 3,276 t（B 1～B39）

（主塔） 768 t 1基（P 3）

（ベント） 328 t 13基

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による

(3) 契約 期 間 契約締結日の翌日から平成16年3月22日まで

(4) 履 行 場 所 北海道空知郡北村

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する鋼橋上部工事の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあってはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあってはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件

ア 単体企業の要件

(7) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、

860点以上であること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、

本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を

(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目

北海道上川支庁告示第20号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年6月26日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

北海道上川合同庁舎清掃業務（地下1階・1階・4階） 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成13年4月23日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 三和美建工業株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区南6条西9丁目

4 随意契約に係る契約金額

18,480,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川支庁総務部総務課総務係

(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目

北海道根室支庁告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年6月26日

北海道根室支庁長 能 田 文 男

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中標津町東33条北2丁目4番地 はか6筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中標津町東33条北4丁目1番地1 佐々木利文

3 開発許可年月日及び番号

平成12年11月10日 根建指第12－3号

営んでいること。 (ウ) 過去10年間（平成3年度以降）に、鋼桁桁等の製作及び架設を元請として施工した実績を有すること。 なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。 (エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。 (オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。 (カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 イ 特定建設工事共同企業体の要件 (ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(エ)及び(オ)の要件をすべて満たしていること。 (イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)及び(2)並びに(3)のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の要件をすべて満たしていること。 (ウ) 構成員の数は、2者又は3者であること。 (エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。 (オ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。 (カ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成13年6月26日（火）から7月6日（金）まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課 電話番号 011－561－0201 内線 309 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課 5 入札執行の場所及び日時	(1) 入札場所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所3階会議室 （郵送による場合は、郵便番号 064－0811 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課） (2) 入札日時 平成13年8月20日（月）午後1時30分 （郵送による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。 イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 なお、共同企業体の場合にあつては、その構成員の1者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。 (2) 契約保証金 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。 ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を

8 入札説明書の交付に関する事項	数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。				
	7 同種工事の調達に関する事項				
	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無				
	無				
	(1) 交 付 場 所				
	北海道札幌市中央区南11条西16丁目				
	(2) 交 付 方 法				
	(1)の場所で交付する。				
	9 落札者の決定方法				
	政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。				
	10 契約書作成の要否				
11 そ の 他	要				
	(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。				
	(2) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。				
	(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い				
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。				
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。				
	(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地				
	ア 名 称	北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課			
	ア 名 称	北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課			

イ 所 在 地

郵便番号 064－0811
北海道札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011－561－0201 内線 309

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Subject matter of the contract : Construction work of
Replacement of Iwamizawa Ohashi Bridge on Iwamizawa-Ishikari Route
Hokkaido Road, Construction Section No1 (Fabrication and Erection Work of the
Superstructure)
B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M. 20 August 2001.
C. Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General
Affairs Department Sapporo District Public Works Management Office : Nishi
16-Chome, Minami 11-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 064-0811 Japan.
Phone : 011-561-0201 Ext. 309

北海道札幌土木現業所告示第7号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成13年6月26日

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

工 事 名

道道岩見沢石狩線岩見沢大橋架換（上部工場製作工・架設工）工事2工区

工 事 概 要

橋 長 L =825 m
工事延長 L =414.6 m
幅 員 W =6.5+3.5 m
上部構造 7 径間連続鋼斜張橋
工場製作工（箱桁） 2,875 t（B40～B72）
上部架設工（箱桁） 3,354 t（B40～B77）

北海道札幌土木現業所長 西 股 忠 克

第1274号

北海道公報

	(主塔) 78t 1基 (P4) (ベント) 415t 15基 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による (3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成16年3月22日まで (4) 履行場所 北海道石狩郡新篠津村 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する鋼橋上部工事の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止していないこと。 (3) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあってはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。 ア 単体企業の要件 (ア) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、860点以上であること。 (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。 (ウ) 過去10年(平成3年度以降)に、鋼箱桁等の製作及び架設を元請として施工した実績を有すること。 なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。 (エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。 (オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。 (カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 イ 特定建設工事共同企業体の要件 (ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(エ)及び(オ)の要件をすべて満たしていること。 (イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)及び(2)並びに(3)の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の要件をすべて満たしていること。 (ウ) 構成員の数は、2者又は3者であること。 (エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。 (オ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。 (カ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。	3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成13年6月26日(火)から7月6日(金)まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課 電話番号 011-561-0201 内線 309 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所3階会議室 (郵送による場合は、郵便番号 064-0811 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課) (2) 入札日時 平成13年8月20日(月) 午後1時30分 (郵送による場合は、必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))の相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。 イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間
--	---	---

に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1者以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契 約 保 証 金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道

議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部工事契約課
イ 所 在 地 郵便番号 064-0811

北海道札幌市中央区南11条西16丁目

電話番号 011-561-0201 内線 309

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Subject matter of the contract : Construction work of

Replacement of Iwamizawa Ohashi Bridge on Iwamizawa-Ishikari Route

Hokkaido Road, Construction Section No2 (Fabrication and Erection Work of the

Superstructure)

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M. 20 August 2001.

C. Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General

Affairs Department Sapporo District Public Works Management Office : Nishi

16-Chome, Minami 11-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 064-0811 Japan.

Phone : 011-561-0201 Ext. 309

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日バラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年6月26日

北海道教育庁網走教育局長 高 澤 正 良

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校（職業科）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成13年9月1日（土）
- (4) 納 入 場 所 北海道北見工業高等学校
北海道北見商業高等学校
- (5) 契 約 期 間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし予算の範囲内で平成18年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成13年6月26日から7月19日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目

北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目

北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局2階

会議室（北海道網走支庁2階）（郵送による場合は、郵便番

号 093-8619 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理

係）

(2) 入 札 日 時 平成13年8月7日（火） 午前10時

（郵送による場合は、平成13年8月6日までに必着のこ

と。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において、調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の

公告の予定時期

(1) 名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ 2式 32台×2校（普通科）

(2) 予 定 時 期 平成13年10月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目

北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1

月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラウケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年6月26日

北海道教育庁胆振教育局長 木村俊昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校（職業科）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成18年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入期日 平成13年9月1日（土）

(5) 納入場所 北海道室蘭商業高等学校

北海道苫小牧総合経済高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成13年6月26日から7月10日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

イ 所在地 郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目

電話番号 0152-44-7171 内線 3117

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. 42 Personal Computers = 1 set

Total 2 sets (84 Personal Computers)

B. Bid Tendering date and time :

10 : 00 A. M. August 7, 2001

(If mailed, bids must arrive no later than August 6)

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido Government kita 7, Nishi 3, Abashiri-shi, Hokkaido, 093-8619, Japan
Phone : 0152-44-7171 Ext. 3117

第1274号

北 海 道 公 報

ウ	申請書類の提出先	郵便番号 051－8558 北海道室蘭市幸町 9 番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
	4 契約条項を示す場所	北海道室蘭市幸町 9 番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
	5 入札執行の場所及び日時	
	(1) 入 札 場 所	北海道室蘭市幸町 9 番11号 室蘭土木現業所会議室 (北海道胆振支庁別館 4 階) (郵送による場合は、郵便番号 051－8558 北海道教育庁胆振教育局企画総務課)
	(2) 入 札 日 時	平成13年 7 月26日 (木) 午前10時 (郵送による場合は、平成13年 7 月25日までに必着のこと。)
	(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
	(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
	6 入 札 保 証 金	入札保証金は、免除する。
	7 一連の調達契約に関する事項	

イ	(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期	
	ア 名称及び数量 (1月当たりの単価)	
	パソコンコンピュータ 2 式 42台×2 校 (普通科)	
	イ 予 定 時 期	
	平成13年10月頃	
	(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告	
	平成13年北海道教育庁胆振教育局告示第 1 号	
	8 入札説明書の交付に関する事項	
	(1) 交 付 場 所	北海道室蘭市幸町 9 番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
	(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。

イ	9 落札者の決定方法	
	北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第 1 項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。	
	10 契約書作成の要否	
	要	
	11 その他	
	(1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
	(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い	
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	

イ	ア 名 称	北海道教育庁胆振教育局企画総務課
	イ 所 在 地	郵便番号 051－8558 北海道室蘭市幸町 9 番11号 電話番号 0143－22－9131 内線 3117
	(4) 契約の手續において、使用する言語及び通貨	
	日本語及び日本国通貨	
	(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
	(6) この入札の執行は、公開する。	
	(7) 詳細は、入札説明書による。	
	12 Summary	
	A. Nature and quantity of the products to be procured :	
	a. Personal Computer 42 2 set	

イ	B. Bid Tendering date and time :	
	10 : 00 A. M. July 26, 2001	
	(If mailed, bids must arrive no later than July 25)	
	C. Contact :	
	Accounting Division, General Affairs Department, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Government 9-11 Saiwai-cho Muroran Hokkaido,	
	051-8558, Japan	
	Phone : 0143-22-9131 Ext. 3117	

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年六月二十六日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七一〇〇九

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則七一二六七）の一部を次のように改正する。

別表警察部局の部警察本部の項中「中央優良運転者免許更新センター所長」を「優良運転者免許更新センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

日 高 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

日高海区漁業調整委員会指示第1号

日高支庁管内地先海面における「さけ・ます」採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

平成13年6月26日

日高海区漁業調整委員会会長 古 田 正 一

日高支庁管内浦河町の元浦川河口付近で次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区 域		期 間	
河口及び沿岸	沖合方位(真方位)	沖 合	
左海岸	右海岸	左 方	右 方
300 m	300 m	180°00'	180°00'
		400 m	平成13年8月25日から10月31日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線に

よって囲まれた海面をいう。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発行人

編集

北海道総務部法制課
北海道印刷株式会社